

公益社団法人五所川原青年会議所

運営規程

第1条（目的）

本規程は公益法人五所川原青年会議所定款に基づき本会議所の運営を円滑にし、またその目的達成を容易ならしめるために運営の原則を定める。

第2条（役員の任務に関する事項）

理事長は本会議所を代表し、会務を総理し、理事会を招集してその議長となる。また定款第30条に基づき総会を招集してその議長となる。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、担当会務を総括する。
3. 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、次の事項を分担掌理する。

- (1) 財産目録、社員名簿等の常備に関する事項
- (2) 法人の登記に関する事項
- (3) 庶務、文書、慶弔等に関する事項
- (4) 備品、用具等の管理に関する事項
- (5) 事務局の統括及びその人事、給与等に関する事項
- (6) 他に属さない所務に関する事項

4. 理事は理事長を補佐し、理事会に出席し、次の事項を審議処理する。

- (1) 定款及び諸規程に関する事項
- (2) 総会及び例会に関する事項
- (3) 会員の入会、退会、褒賞及び除名並びに出席向上に関する事項
- (4) 委員会等の編成及び設置改廃に関する事項
- (5) 新入会員の指導に関する事項
- (6) 事業計画、予算及びその実行並びに事業報告に関する事項
- (7) 委員会活動の助言及び調整に関する事項
- (8) 対外広報に関する事項
- (9) その他の事項

5. 直前理事長は理事長を補佐し、理事会に出席し意見を申し述べることができる。

第3条（例会並びに出席に関する事項）

例会は原則として毎月17日に開催する。但し理事会の決議により変更することができる。

2. 正会員は総会、例会、各委員会その他本会議所が催す会合、事業に出席参加しなければならない。

3. 総会、例会、委員会及びその他の会合、事業に欠席、遅刻、早退する場合必ず事前に届出るものとする。

第4条（委員会に関する事項）

定款第47条に基づいて、本会議所の目的達成に必要な事項を、調査、研究、研修、審議及び実施するために委員会を設置する。又正会員は、何れかの委員会に所属するものとする。理事長、顧問、直前理事長、副理事長、専務理事、事務局長、財務局長、特別委員長、室長、及び監事は何れの委員会にも所属しない。但し、本規定第6条により特別委員会、その他の機関を設置した場合、又は、第7条により室を設置した場合は監事を除いてその限りではない。

2. 委員長は理事とし、委員会を代表して、その活動を統括する。副委員長は、委員の中から委員長の推薦により選び、委員長を補佐し、委員会活動を円滑にならしめる。

3. 委員会の構成は会員の希望を勘案し、全般的均衡を考慮して理事会において決定する。

4. 委員会の構成は次の通りとする。

委員長 1名

副委員長 1名

委員 若干名

第5条（委員会の任務）

委員会は毎月1回以上の会合をもち、事業計画の立案、及び総会において決定した事業計画の実施の推薦体となる。

第6条（特別委員会に関する事項）

本規程に定められる委員会のほかに社会事業その他の事由により、特に必要と認められる時は、理事会の決議に基づいて特別委員会を設置することができる。

第7条（室に関する事項）

本会議所の事業の企画実行のため、また委員会の事業を指導もしくは統括するために必要と認められる時は、理事会の決議に基づいて、室を設置することができる。

2. 室には室長、及び室員を置くことができる。

3. 室長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

第8条（日本青年会議所の委員、役員等に関する事項）

本会議所の役員が自動的に公益社団法人日本青年会議所の役員、委員等になる場合以外で、出向を必要とする場合には理事会に於いて選出する。

2. 公益社団法人日本青年会議所役員、委員は理事会に出席し、意見を申し述べる事ができるが議決権は有しない。但し本会議所の理事を兼ねる場合はこの限りではない。

第9条（理事長経験者に関する事項）

本会議所の理事長を経験したことがある正会員は理事会へ出席し意見を申し述べる事ができるが議決権は有しない。但し本会議所の理事である場合はこの限りではない。

第10条（褒賞に関する事項）

次の事項に該当する委員会及び個人を理事長が審査し、理事会の承認を経て褒賞する。

- (1) 青年会議所活動に顕著な功績のあったもの
- (2) 例会出席の優良であった者
- (3) その他

2016. 2. 5 改訂